

議案第 1 3 4 号

松阪市教育集会所条例の一部改正について

松阪市教育集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 248 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市教育集会所条例の一部を改正する条例

松阪市教育集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 248 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表松阪市東町教育集会所の項及び松阪市幸生教育集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。